

# 日本統治初期台湾の保良局について

松田吉郎

はじめに

日本が台湾統治を開始すると同時に、「土匪」の騷擾及び反日闘争が頻発し、日本人のみならず台湾人にも危害が及ぶ危険性が生じ<sup>(1)</sup>、台湾総督府にとっては治安維持が重要な課題であった。台北城内の紳士からも生命・財産の安全を総督府に求める動きもあったと言われている<sup>(2)</sup>。

明治28年(1895)8月8日から、特に台北地域に設置された治安維持組織である保良局の設置経緯、設置過程、組織構成、運営方法及びその結末について検討しようとするのが本稿の目的である。

## I 保良局設置経緯

下関条約の批准後、明治28年5月8日に台湾は日本の領有に帰した。初代総督は樺山資紀、同民政長官は水野遵であった。6月18日に台湾総督府を台北の清朝時代の総兵跡に移し、施政を開始した。6月28日に「地方仮官制」が定められ、台湾に台北県、台湾県(後の台中県)、台南県の三県が設置され、台北県知事に田中綱常が任命された。台北県の下に4支庁、8直轄堡を置かれた<sup>(3)</sup>。

総督府は地方行政においてこの支庁等と一般人民の間にたって「種々奔走を爲すもの」の必要を認め、清朝時代の総理、粵甲、地保と呼ばれる街庄を管理する小役人から旧慣を問い正し、台北県下市街、堡庄に事務取扱人、同補助人を設置することとなり、6月30日に台北城内、艋舺、大稻埕に配置した。

事務取扱人には月俸5~20円、同補助人10~15円支給し、衛生、戸籍等を取り扱わせた。<sup>(4)</sup>

この外に台北では下情上達機関として保良局が設けられる事となった。

『台湾史料稿本』明治28年8月8日 臺北ノ紳商等相謀リ保良局ヲ組織ス〔公文類纂〕乙3巻ノ32には次のように述べられている。

在大稻埕李春生ヨリ別紙譯文ノ通り保良局設置ノ義出願候ニ付、取調候處、右ハ人民ヲ代表シテ意見ヲ上申シ、又ハ下問ニ答申シ、且ツ人民ニ向テ政府ノ旨趣ヲ告知スル等、所謂上意ヲ下通シ、下情ヲ上達スルノ舉ニシテ、目下施政上必要ト認めラレ候間、至急認可致度、此段相伺候也。

明治廿八年七月二十日。

臺北縣知事 田中綱常 (印判)

臺灣總督子爵樺山資紀殿

保良局設置願 (譯)

私儀今般上下ノ情意ヲ通達シテ上ニ滯政ナク、下ニ遁情ナク、以テ謠言ノ傳播ヲ防キ、以テ良民ノ安堵ヲ圖ルノ目的ニ基キ、當城内外適當ノ地ニ保良局ヲ設置シ、此縣直轄ノ各保ヨリ公平正直ナル紳士巨商一二名ツ、(即チ別紙記名ノ人士ヲ)會同シ、爾後一切ノ民情ハ該局ヨリ具陳シテ上下ノ隔意無之様仕度、之ニ要スル經費ノ如キハ、先ツ試ニニヶ月間、一同ヨリ義捐支辨シ、其成功ニ由テハ更ニ支辨ノ法ヲ立テ、御許可

ノ各保ヨリ公平正直ナル紳士巨商一二名ツ、(即チ別紙記名ノ人士ヲ)會同シ、爾後一切ノ民情ハ該局ヨリ具陳シテ上下ノ隔意無之様仕度、之ニ要スル經費ノ如キハ、先ツ試ニ二ヶ月間、一同ヨリ義捐支辨シ、其成功ニ由テハ更ニ支辨ノ法ヲ立テ、御許可願出候。又規則等ハ設置方御認可之上、一同會議決定シ、御届可仕候。今回土匪ノ變ハ或ハ一二奸民カ間ニ乗ジテ謠言ヲ放チ、各村ノ居民中順良ノ者モ上下隔離ノ爲メ多少其煽動ヲ受ケテ蜂起致候次第ニ御座候間、此際至急開局ノ義、御聞届被成下度、此段奉願候也。

明治廿八年七月

紳士 李春生(華押)

應舉紳士名次列左

大稻埕 葉爲圭 陳滄浪 艋舺街 李秉鈞 陳 洛 大龍洞 張夢星 王慶壽  
芝蘭保 陳登元 潘成清 擺接保 曾玉麟 廖在宮 新庄街 黃謙光 余騰芳  
拳山保 劉廷玉 三重埔 李種玉 和尚洲 李樹華 社仔庄 陳受益  
錫口街 玉樹青 桃仔園 謝勝搏

台北大稻埕の李春生が保良局の設置願を台北県知事を通じ、台湾総督樺山資紀に提出した。その主旨は上意下達、下情上達、総督府政治が滞ることなく、また民間に「遁情」(しりごみ)もなく、「謠言」(デマ)の伝播を防ぎ、「良民ノ安堵」をはかることとされた。

保良局の組織は台北城内外の適当な地に設置し、台北県直轄の各保より「公正正直ナル紳士巨商」一二名づつ参加し、民情を保良局に上達しようとするものであった。二ヶ月に一度、彼等が義捐金を供出して運営し、同制度が成功すれば「支辨ノ法」を立て、その許可を総督府に申請する。「今回土匪ノ變ハ或ハ一二奸民カ間ニ乗ジテ謠言ヲ放チ」とあるように、漢族の抗日闘争を防衛するための開局であった。

この請願書に大稻埕李春生ほか19名の紳士の名が連ねてあった。

さて、李春生については、『台湾省通誌』(台湾省文献委員会、1970年6月)巻7、人物伝に次の様に記されている。原文を日本語に翻訳すると以下のようである。

李春生は福建省廈門出身であった。幼少の頃、郷塾に入学したが、家が貧しくて卒業できず、「経記」(仲買人)の見習いとなった。15歳の時に父にしたがってキリスト教徒となった。英語を学び、イギリス人に使役された。その当時、新聞を読み、外国情勢を知った。同治4年(1865)に台湾に渡り、淡水宝順行で買弁となった。開港場であった淡水では石炭、樟腦、米、茶が輸出され、石油、綿製品が輸入された。イギリス人デックが淡水に茶の生産を広め、培製法を教えた。これより、台北の茶が内外で有名となり、李春生がデックを補佐した。茶を南洋、アメリカに販売し、年間数万担にのぼり、巨利を得た。光緒13年(1887)、台湾省となり、劉銘伝が巡撫として台北に赴任した。台北城外の大稻埕で市場が開かれたが、まだ未整備であったために、春生は林維源とともに千秋・建昌二街をつくり、西洋式に倣って、民間で運営し、

洋商がここに居住した。16年（1890）に蚕桑局を開設、林維源が総弁となり、李春生は副総弁となり、観音山麓に桑を植えた。しかし、同事業は未完成のうちに劉銘伝は台湾を去ったために、未完に終わった。17年（1891）に台北鉄道が完成し、その功によって同知を授かった。李春生は「変法図強」の説をもち、各新聞に寄稿した。光緒21年（1895）、日本人が台湾統治をはじめ、李春生の名を利用して保良局長とし、人心の収攬をはかり、勳爵をあたえた。春生は晩年、世事から隔絶し、宗教著述を専らにし、『主津新集』『東遊随筆』『天演書後』等十余種を世に送りだした。

この『台湾省通誌』に見える李春生と保良局の関わりは、『台湾史料稿本』史料とは異なり、日本側が李春生の著名度を利用して、人心収攬のために彼を保良局長にしたと言われている。<sup>(6)</sup>

更に『台湾史料稿本』の続きを見てみよう。

保良局設置ノ件伺之通り。

年 月 日

總督

臺北内庶第一號

保良局章程別紙ノ通、伺出候ニ付、本日認可致候條、此段及御届候也。

明治廿八年八月六日

臺北縣知事 田中綱常（印判）

臺灣總督子爵樺山資紀 殿

保良局役員撰定并ニ規則議定認可願

先般保良局開設之義ニ付、御諭示ノ次第モ有之。本日有志者集會ノ上、先ツ役員ヲ撰舉候處、會頭劉廷玉、副會頭葉爲圭、相談役李春生ト相定リ、即チ本月五日ヨリ當分ノ間、事務所ヲ大稻埕建昌街泉興茶館内ニ置キ、別紙ノ通、規則議定仕候間、御認可被成下度、自今官民和合シ、良民安堵、地方平穩ニ歸シ、官軍ニ凱旋ノ日アリテ、人民熙皞ノ年ヲ樂シミ候義、私共一同懇願スル處ニ御座候、此段稟請仕候也。

明治廿八年八月

陳滄浪 李樹華 王慶壽 李種玉 陳洛 黃謙光 林資周 魏炳文 張夢星 陳登元  
謹テ保良局章程ヲ左ニ開列ス

- 一、保良局ハ固ト保良ノ爲メニ設ク。局中ノ諸紳士善ク此意ヲ體シ、公義ヲ先ニシ、専ラ冤ヲ伸ヘ、誣ヲ臂キ、良ヲ救ヒ、善ヲ拯フノ目的ヲ以テ事務ヲ處辨シ、凡テ人民ノ謝報酬等ハ一切之ヲ退ケ、以テ弊限ヲ防ク。
- 一、保良局ノ事務ヲ處理スルニ仁義ノ誠心ニ出ルヲ以テ局中ノ紳士ハ其事務處辨上、誓テ前嫌舊怨ヲ以テ私ニ報スルヲ許サス。
- 一、當局ハ先ツ二ヶ月間試辨シ、其費用ハ各紳士ニ義捐ニ出ルヲ以テ取テ報酬ヲ要セズ、二ヶ月後ハ政府ノ意見ニ由リ存廢シ、其經費支出ノ如キモ、政府ノ許可ヲ受クルモノトス。
- 一、諸紳士或ハ遠方ニ居住シ、或ハ家事上不得止事情、或ハ病氣ノ爲メ缺席スル時ハ

當日ノ公事ハ諸紳士ニ由リ協議決定ス。

一、日曜日ヲ除クノ外、毎日午前十時ヨリ正午十二時迄ヲ執務時間トス。

一、總局紳士ハ各市郷村ニ公正ノ人ヲ選舉シテ、分局ヲ設ケ、官意民情ノ通達ヲ便ニス。

一、凡テ民間ノ訴訟ハ局員頗ルコトヲ得ズ。若シ財産性命ニ冤罪ニ關スル時ハ、分局公正ノ人ニ由リ、總局ニテ審査ノ上、政府ニ上申シ、冤罪ヲ免レシム。

一、各兵士等街市郷村ニ在テ言語通セズ、情意達セザルガ爲メ、或ハ誤テ良民ヲ虐使セル等ノコトアラバ、其地ノ分局ヨリ總局ニ訴ヘ、審査ノ上、政府ニ上申スベシ。

一、各街市郷村ニ土匪ノ金錢物件ヲ強奪シ、或ハ凶徒ヲ嘯集スルコトアラバ直チニ分局ヨリ總局ニ訴ヘ、總局代テ政府ニ上申シ、兵士ヲ派遣シテ捕縛ス。或ハ人民ニ於テ捕縛ノ上、兵士ニ請フテ護送セシム。

一、各所ニ分局ヲ設ケ、二ヶ月間試辦中ノ費用ハ紳士豪族ノ義捐金ニ依ル。但シ其割前ハ或ハ家賃、或ハ小作料ノ収入ヲ目安トナスモ、差支ナカルベシ。

一、總局ト分局トヲ論スルナク、試役二ヶ月間ノ經費若干圓ハ各富家ノ義捐ニ由ルヲ以テ、凡テ實費ノ支辨トス。

一、局中ノ紳士ハ各門札下付ヲ政府ニ請求シテ兵士軍屬等ノ公事外、漫ニ其家ニ入ルコトナカラシメ、以テ奉公ノ局員、私家ノ爲メ、顧慮スルコトナカラシム。

官第二二〇號

○八月十日決裁 全日達濟

臺灣事務局へ報告案

別紙保良局章程及開局式臨場報告寫供高覽候也

年 月 日

臺灣總督子爵樺山資紀

臺灣事務局總裁伯爵伊藤博文 殿

この史料によると、明治28年(1895)8月6日に台北県知事田中綱常が台湾總督樺山資紀に保良局章程の認可を申請している。また、同日、「保良局役員撰定并ニ規則議定認可願」も出された。その内容は有志者(叙上の台北県各保の紳士巨商と思われる)が参会の上、会頭を劉廷玉、副会頭を葉爲圭、相談役を李春生とすることと決めた。事務所を当分の間、大稻埕建昌街泉興茶館内におき、規則(保良局章程)を議定してそれにより運営されることになった。

その保良局章程は全部で12条からなっている。

第1条、保良局は保良、即ち、紳士がこの意にもとずき、良民を救い、「冤」や「誣」を退けることにあつた。人民からの報謝等を一切うけつけず、公議を先になされた。

第2条、保良局の事務処理は仁義の誠心で行い、局中の紳士は「前嫌旧怨」により私心で行つてはならない。

第3条、一二ヶ月試行し、その間は紳士の義捐金により運営し、二ヶ月後、日本政府の意見により存廢を決定する。

第4条、諸紳士の中で止むを得ない事情で欠席することが生じた場合、公事の遂行は他の諸紳士の協議により決定する。

第5条、勤務曜日及び時間は、日曜日を除き毎日午前10時より正午12時までとする。

第6条、総局紳士には各市郷村の公正の人を選挙し、分局を設ける。

第7条、民間訴訟で、特に財産生命、冤罪に関する事は総局が審査し、政府に上申する。

第8条、兵士等が言語が通じないことから誤って良民を虐待するような事があれば、総局より政府に上申する。

第9条、「土匪」の金銭強奪、「兇徒」の聚衆については、分局、総局、政府が連携し、兵士を出して取締を行う。

第10条、分局の費用は紳士豪族の義捐金による。

第11条、総局、分局経費はすべて義捐金により実費支出する。

第12条、政府は局中紳士に門札を下付し、公事以外、勝手に兵士軍属が侵入することがないようにする。

さらに、『台湾史料稿本』の続きを見よう。

#### 臺北官第六號

保良局開會式臨場ニ付上申

今八日保良局開會ニ付、午前十時知事代理トシテ小官臨場シ、別紙甲號ノ祝詞ヲ朗讀シテ、乙號ノ諮問書ヲ附與シ、日ヲ刻シテ答辯スベキノ旨ヲ命ズ。繼テ民政局長官内號ノ祝詞アリ。而シテ全局主理劉廷玉、副主理葉爲圭、會辦李春生ヨリ丁號ノ答辭ヲ述ブ了リテ、交互會食、午後二時歸廳仕候。本日會集シタル會員、戊號ノ通ニ御座候。此段不取敢及上申置候也。

明治廿八年八月八日。

臺北縣知事田中綱常代理

臺北縣書記官 仁禮敬之（印判）

臺灣總督子爵樺山資紀 殿

甲號

祝保良局創設詞

本縣直轄各保之紳商等互相商議稟請允准創設保良局於大稻埕建昌街之泉興茶館、乃以本日舉行開局之典、田中知事、昨赴新竹、尚未回衙、本官代親臨焉。抑保良局者、保安良民之處也。局中諸君不得其人則已苟得其人、則彼此相和公平廉直總理民事、忠正誠實、分別良莠、可使人民各得其所也、否則朋黨相爭始勤終惰、各存其心、各倚其能保良之局、化作以公報私之場矣、可不謹且慎哉。本日來會之諸君、雖始相識之人居多、能知其公正自持廉直、待人成仁取義、以副我政府念重生民之至意也。劉葉二紳主理局務、李紳爲會辦、蓋亦應各紳商之舉也、三紳常能體保良之意、均照章程辦理事務則庶幾乎、立見成功、本官有厚望焉、因此交給諮問兩件、聊錄所見以充祝詞。

明治廿八年八月八日

臺北縣知事田中綱常代理

臺北縣書記官 仁禮敬之。

乙號

臺北縣諮問第壹號

上意下達之方法如何

革新草創之際、官民情意不相通曉、殊習俗不相同、言語亦不相通、應有何法情意得而下達。

全 第貳號

從來所設火輪車路及大小道路之地、或有素屬百姓管有者、當時清國政府收用之有何規條。

右諮問保良局

明治廿八年八月八日

臺北縣知事 田中綱常。

丙號

居上克明爲下克忠古聖賢爲政之要、寔在此矣。遵自奉命蒞任於本土以來爲就地方紳矜諮詢民情以舉上下協睦之實、而內外事繁、未能達其望、竊以爲憾焉、今也我臺北、淡水衆紳相謀設保良局、安良善而靖地方事實、官民和洽之樞機、而下情上達之關鍵也。爾今以後隨時會同克成厥功以俱浴聖世之澤、而樂熙皞之歲、本日臨於茲賀設局之舉併嘉、李君周旋之勞也。

明治廿八年八月八日

欽差辦理公使總督府民政局長官 正五位勳四等 水野 遵

丁號

項承

鈞諭恭悉吾

大日本帝國

大皇帝洪仁溥施澤被臺灣紳民不但局中主理暨各位重事聞之、感激不勝、而將來紳等必將今日之情轉佈各市鎮鄉村、使各處父老稚幼咸聞德音同聲謳頌今日者斯島既隸吾大日本帝國統治而斯民亦將爲吾

大日本帝國百姓自今伊始所願吾

政府詣大憲視吾民甚於痼瘵在抱待吾衆勝似鳧之翼雖、庶生靈有賴、闕祚奠安徵、特局中諸紳私心默禱是亦全臺黎庶所仰望而終身者也。

副手理 葉爲圭

明治二十八年八月八日 保良總局正主理 劉廷玉等全頌

會辦 李春生

戊號

保良局正主理 劉廷玉 全副主理 葉爲圭 全會辦 李春生 全會員 林望周  
全全 潘成清 全全 魏炳文 全全 潘光松 全全 王慶壽 全全 張夢星

全全 陳受益 全全 李樹華 全全 陳景南 全全 陳登元 全全 李種玉  
全全 黃謙光

8月8日に、保良局開会式が行われた。台北県知事代理の台北県書記官仁礼敬之が「祝保良局創設詞」（甲号）を朗読した。その趣旨は保良局は良民を保安する所である。局中紳士に人を得れば公平廉直に民事を処理でき、保良の意志を貫徹できる。劉廷玉、葉爲圭、李春生を中心に各紳士の尽力に期待するというものであった。

さらに、台北県から保良局に二件（実際は五件）の諮問事項が述べられた。第一は言語が通じないから、どういう方法で総督府の上意を下達すればよいか。第二は、既設の火輪車路（鉄道線路）及び大小道路の地は人民に属するものか、旧清政府収用のものか。

これ以外に第三、日本軍が台湾を南進する際、「匪類」に脅かされ軍に反抗する良民に対して総局が諭し、「玉石共焚ノ災」を免れしめる件、第四、市街衛生規則に関する件、第五、行旅病人取締規則に関する件の以上五件が諮問された。<sup>(6)</sup>ただ、諮問に対する保良局側からの回答については不明である。

次に「丙号」では民政長官水野遵が祝辞を述べているが、その趣旨は保良局の意義を述べただけでなく、この開会式が李春生の周旋によって実現したことに対して、その労を多としている。

「丁号」では保良局の劉廷玉、葉爲圭、李春生が日本統治に対して「礼」を述べ、保良局の事務遂行への誓いを述べている。

「戊号」には保良局の紳士・巨商名15名が記されている。

9月22日に、総督府陸軍局憲兵部長の萩原貞固が水野遵宛に、この保良局は「殊ニ當部ニ對シテハ匪徒ノ探報捕獲ニ便益ヲ計リシコト事實數回ニ及ヒ、功績誠ニ不少、右ノ事實ニ付、不敢右賞トシテ金若干圓下賜相成度候也」<sup>(7)</sup>と申請した。それを受けて、同9月には台湾総督樺山資紀は「將來益設局ノ旨趣ヲ貫徹センコトヲ勧誘シ、併セテ金二百五十圓ヲ交付」<sup>(8)</sup>し、同10月2日に台北保良総局の正主理劉廷玉、副主理葉爲圭、会弁李春生が陳謝して受領した<sup>(9)</sup>。

以上から、保良局が治安維持にある程度機能していた功勞として金250円の下賜を受けていたことが明らかである。

このようにして明治28年8月8日に保良局が開始し、二ヶ月間試行された。同年中には保良局は30余箇所達し、「官民共ニ頗便益ヲ得タリ」<sup>(10)</sup>と一応称されていた。二ヶ月後の10月に存廢について議論された。その内容が同じく『台湾史料稿本』の続きには次のように記されている。

民第四〇一號

○十月五日決裁

保良局存續ノ議ニ付伺 全 七日發送濟

曩キニ保良局設立ノ際ハ先ツ試ニ二ヶ月間地方紳士ノ義捐金ヲ以テ維持シ、其成績如何ニヨリ何分ノ御詮議可相成筈ニ有之候處、已ニ本月八日ヲ以テ滿期ニ相迫リ候ニ付

テハ此際存廢何レニカ御決定相成ラサルヘカラサル場合ニ立至リ候。依テ保良局設立以來ノ事跡ヲ考フルニ能ク上下ノ事情ヲ疏通シ、官民ノ交際ヲ圓滑ニシ、其他之ニ依テ民間種々ノ機密ヲ探知スル等、裨益ノ見ルヘキモノ少カラスシテ、更ニ弊害アルヲ見ス。將來地方行政ノ爲メニハ頗ル有益ノモノト相認メ候。然ルニ臺北縣知事ノ上申（掲載ヲ略ス）ヲ閱スルニ、保良局ナルモノハ施政上多少ノ便益之ナキニアラザルモ、其費用少カラザルノミナラズ、豫メ將來ノ弊害ノ生ゼンコトヲ慮リ、此際斷然廢止セラレ度トノ意見ニ有之候得共、今日現ニ其便益ヲ認メナカラ將來ノ弊害ヲ恐レテ之ヲ廢止スルカ如キハ第一總督府ノ威信ニモ相關シ、策ノ得タルモノニアラズ。且ツ之ヲシテ弊害ナカラシムルハ當局者ノ監督如何ニ存スヘク、又其費用ノ如キモ該局員ニシテ果シテ官意民情ノ疏通者タリ。島民啓發ノ誘導者タルノ實アラハ決シテ多額ナリト云フヲ得ズ。況ヤ今俄ニ之ヲ廢止スルニ於テハ差當リ、今日最モ必要トスル民間ノ機密ヲ探知スルノ方便ヲ缺キ、却テ幾多ノ機密費ヲ無益ニ消費スルノ虞ナキニアラサルヲヤ。故ニ今日滿期ノ際ニ當リ、先ツ該局ノ章程ニ多少ノ改正ヲ加ヘシメ、總局ノミニ對シ、當分ノ内、維持費トシテ毎月金三百五拾圓ヲ下附シテ之ヲ繼續セシメ、分局ハ此除存廢、一ニ地方ノ便宜ニ任セ候。方可然意見ニ有之候。仍テ仰高裁。追テ本議御決裁ノ上ハ維持費支出上ノ取締方相設ケ候様、左案ノ通、臺北縣知事ヘ民政局長ヨリ通牒致シ可然哉。

#### 案

曩ニ保良總局處分ノ儀ニ付、上申セラレ候處、今般詮議ノ上之ヲ存續セシムルニ決シ、且其維持費トシテ當分ノ内、毎月金三百五拾圓下附セラルヘキ筈ニ付、此旨該局ヘ達示ノ上、本費支出上ノ取締方ヲ設ケシメ、報告セラルヘシ。

明治廿八年十月 日

民政局長

#### 宛

庶第廿一號

民第四〇一號ヲ以テ御申越ニ相成候、保良總局ヘ下附金ノ件、示達方了承、直ニ示達致候、就テハ右取締ノ爲メ、不取敢經費豫算書ヲ差出シ、尚毎月末ニハ必ズ經費清算表ヲ製シ、可差出旨、嚴重ニ命ジ置候間、此段及御報告也。

明治廿八年十月十日

臺北縣知事 田中綱常（印判）

民政局長水野 遵 殿

この史料の前半部分は明治28年10月10日付けの民政長官水野遵の文章であり、宛先は不明であるが後半部分を見て明らかのように台北縣知事田中綱常宛である。また、後半部分は台北縣知事から民政局長宛の文章である。

前半部分では台北縣知事田中綱常は保良局費用が少額ではないこと、将来弊害が起こることを配慮し、廢止すべきであるという意見を出している。費用については前述したよう

に保良局紳士・巨商による義捐金で賄われていたから、これら紳商による義捐金の継続が難しかったことと、それ以外に水野遵の文章で明らかなように総督府も機密費を多額に用いていたことから、田中は保良局紳商の費用負担、総督府の機密費負担を配慮したものと考えられる。そして、「将来の弊害」について漠然とではあるが考えており、以上の経費の面、制度の面の二点より、田中は保良局廃止を主張した。

しかし、民政長官水野遵は保良局を廃止すると民間の機密を採知する手段がなくなり、また、総督府が従来用いてきた機密費も無駄になる。即ち、保良局は将来、地方行政に有益であるとし、存続を決定する。費用面では総督府が当面維持費として毎月350円を出資することとした。

史料の後半部分では台北県知事田中が水野遵の命令を受け、保良局を存続することとし、総督府出資の維持費の経理について保良局に毎月経費清算表を作成させることにしたことが述べられている。

## II 芝山巖事件

芝山巖事件については上沼八郎氏が既に研究をなされ、領台後まもなく伊沢修二が台湾に赴き、学務部長心得として芝山巖の清朝時代の学堂跡に学務部学堂を置き、教育を開始した。明治28年末に伊沢修二が日本に帰国した際に、同地に残った6人の日本人教員が抗日漢族に襲われ、何れも亡くなった事件である。その後、伊沢修二は身に寸鉄を帯びず、教育に殉死した6人教師を讃え、彼等の精神を芝山巖精神として顕彰し、後に日本から台湾に赴任してくる教師に対し、芝山巖精神の発揚を唱えたことは有名である。<sup>(11)</sup>

小稿で芝山巖事件を取り上げる理由は教育問題ではなく、保良局の治安維持機構と同事件との関係である。

『台湾史料稿本』明治29年（1896）1月1日の条には次のように記されている。

明治二十九年一月一日 土匪ノ襲撃ニ遭ヒ、學務部員六名芝山巖ニ戦死ス。

〔公文類纂〕乙四卷ノ八

學號外

當部員中左記六名ノ者、本月一日土匪ノ襲撃ヲ受ケ士林街ニ於テ戦死致候ニ付、別紙檢視状相添、此段及御報告候也。

明治二十九年一月二十三日

學務部長代理内務部長 牧 朴眞

民政局長代理内務部長牧朴眞殿

追テ平井數馬屍體ハ何人カ河中ニ投シタル趣、當部備吧連徳並生徒等ヨリ申出候ニ付、種々搜索致候得共、今以テ判然不致候ニ付、此段申添候也。

戦死者姓名 雇員 楯取道明 全 關口長太郎 全 桂金太郎 全 中島長吉  
全 伊原順之助 全 平井數馬

.....

明治二十九年一月九日

警部心得 西萬壽良 (印判)

民政局長 水野 遵殿

この史料は明治29年(1896)1月9日に民政局警保課警部心得西万寿良の民政局長水野遵への検死報告書である。即ち、事件は同年1月1日に、芝山巖の学務部員6名が抗日漢族に襲撃され落命したものである。その6名とは楢取道明、関口長太郎、桂金太郎、中島長吉、伊原順之助、平井数馬であった。史料の省略部分は検死状況が記され、本論とは直接関係がないために略した。

『台湾史料稿本』の続きに学堂学生の同事件に対する報告書が2点記されている。

(参考)〔公文類纂〕乙八卷ノ二

稟

具稟人學生林隆壽、張柏堂、葉壽松等、家住大稻埕、因忘年放假歸家、我諸先生吩咐、一日同至總督府拜賀元旦、張柏堂一日早欲到學堂、行至警察所、忽遇諸先生、欲到臺北警察、勸我先生土匪甚擾勿往、其時我諸先生勸張柏堂急切回大稻埕、臺北不去、而壽松・隆壽欲去學堂、拜賀元旦、至中途忽遇柏堂云、諸先生言、此時地方擾亂、他要回學堂、吩咐可一齊回家、嗟乎、地分南北、音問英通、及至二日、士林街總理陳景南來稟知、保良總局生等、相左不遇、但聞學堂諸先生不知去、向三日下午、壽松・隆壽急到學堂、欲尋覓我諸先生、行到生等寓所、物件俱被土匪所擾、及至學堂不見人蹤、但見血跡、學堂諸物、俱被匪類所毀、嗟嗟、我諸先生死於山賊之手、可恨如何、但天氣已晚、不敢歸家、壽松・隆壽於今早、即歸家、急招張柏堂、謹將此哀慘情形稟知。

總督大人閣下

林 隆壽

明治二十九年一月四日

學生

張 柏堂

葉 壽松

稟

具稟人芝山巖學務部學生柯秋潔・朱俊英等、爲叛賊蜂起、稱勢殺劫人民離散師徒流失所事、生等、自明治二十八年十二月二十九日、學校休業歸家過年、至明治二十九年正月一日、擬欲隨諸位教員先生往總督府拜賀新年、不幸是日叛賊蜂起、街村擾亂、稱勢殺劫、人民離散、凡爲大日本帝國學生者、皆爲叛賊、追逐四散、悲聞芝蘭學務部諸位教員、皆被叛賊所害、實是慘聞哀哉、痛哉。想我諸位教員先生在芝山巖教督生徒、俱以忠信仁義勉勵諸生、今日受此兇人之害、芝蘭等處良民間之、皆流淚慘傷如此之讐、實與生等不共戴天、今欲爲我諸師長報讐雪恨、而力不足進退思維、惟有哀懇。

總督府閣下思准立即派兵、到該地、隨生等着實查拏叛賊之民、以正國法、並報諸教員、受禍之讐、則慘冤始得明申、生等不盡哀懇、慘切之至沾叩。

明治二十九年正月 日 學務部學生 柯 秋潔

朱 俊英

第1件目の報告書は同年1月4日、学生林隆寿、張柏堂、葉寿松によるものである。

それによると、彼等は家が大稲埕にあり、年末休暇で帰っていた。1月1日、6人の教員はそろって総督府に参賀にでかけた。張柏堂は同日早朝、学堂に行こうと思い、警察署に至った時、偶然に6人の先生と出会い、教員に「土匪」の騒擾がひどいので、総督府に行かないことを勧めた。そしたら、6人の先生は張柏堂に大稲埕に急ぎ帰り、台北（城内）へ行かないことを勧めた。

また、葉寿松、林隆寿は学堂に行き、年賀の挨拶をしようとしていた。途中で張柏堂に出会い、張柏堂が教員の自分達も地方が騒がしいので学堂へ帰る。学生もへは帰れという言葉を変えた。その後、教員と学生は分かれていった。

2日、士林街総理陳景南が保良総局員は6人の先生とは行き違いになり逢わず、先生方はどこへ行かれたか不明であると知らせてきた。

3日午後、葉寿松、林隆寿が学堂に行き、先生を捜し、学生等の宿舎にも行ったところ、「土匪」に家財が荒らされており、学堂には誰も見かけなかった。ただ、血痕が残り、学堂の物品が「匪類」に破壊されていた。この時、既に6人の先生が「山賊」の手で殺害されていたと思うと、恨めしい。葉寿松、林隆寿は同夜、遅くなったので家には帰らず、翌4日早朝帰宅し、張柏堂を呼び、この悲惨な状況を知らせたというものである。

第2件目の報告書は1月に、学生柯秋潔、朱俊英が報告したものである。

明治28年12月29日、柯秋潔、朱俊英が学校休業のために帰宅し、年越しを行った。翌29年1月1日、6人の先生とそろって総督府に新年の参賀を行おうと計画していたが、あいにく、この日「匪族」の「蜂起」があり、街村は騒擾化し、殺戮が叫ばれ、人民は離散していた。大日本帝帝国の学生は「叛賊」によって離散され、芝山巖学務教員は「叛賊」に殺害され、まことに悲しいことである。考えてみるに、先生方は芝山巖で生徒に、忠、信、仁、義を教えて戴いたのに、今日、斯様な殺害を被ろうとは、芝蘭等の良民は皆涙を流して、我等と「匪賊」とは不倶戴天の敵であると話し合っている。今こそ先生方のために仇を報じたいと思うが、力不足進退思うにまかせない。総督府閣下はただちに兵を出して「叛賊」を逮捕し、「国法」に照らして処罰して戴きたいという内容であった。

さて、この事件にはもう少し真相があるようである。

芝山巖史刊行会『芝山巖史』（昭和7年（1932）12月）23～25頁「六氏の遭難」には次のように記されている。

北部に蜂起せる匪徒。北白川宮殿下の率ひ給へる近衛師團は臺北占領後、漸次各地の賊徒を掃蕩して南下し、南部より上陸せる第二師團と共に協力挾撃して（明治28年）十二月二十二日臺南を陥れ、茲に全島平定に歸したりと雖も、未だ各所に頑迷なる匪徒出没して、或は良民を苦しめ、我軍に反抗する者少なからず、殊に北部地方は表面平穩を装ふと雖も、暗雲低迷、妖雲漲り、流言蜚語盛んにして物情頗る騒然たるものあり、彼等匪徒は臺北を中心として北部地方一帯に亘り蜂起の兆あり。即ち彼等は近衛師團の南下により、臺北守備の手薄なると、内地人として越年及び元旦の賀宴あるに乗じ、臺北を襲撃せんとせしものにして、果然三十一日の夜半觀音山頂に土匪の合

圖らしき烽火揚るを見ると共に深坑地方の匪首陳秋菊、平鎮の匪首胡何錦等何れも部下數百名を率ひて臺北城南門外に來襲し、翌元旦の未明に至り、匪徒の數は愈よ増加し、猛烈なる襲撃を爲すに至りたるが、之と同時に宜蘭、板橋、松山、金山、士林等に於ても匪徒續々として蜂起し、北部地方は茲に大に亂るゝに至れり。

匪徒蜂起と士林地方民。從來士林地方は彼の草山を根據とする匪魁簡大獅なる者あり。其勢ひ大にして常に附近住民を苦しめ居り、爲に士林附近の地方民は土匪税を出し居り、且つ豪商にして士林保良分局主理潘光松なる者あり。曩に伊澤（修二）部長の來りて芝山巖學堂の開設に際しては熱心に盡力せりと云ふが同人は土地の勢力家として如何なる事にも介在し居り、土匪とは常に接觸し居りしものなり。之等の關係上、同人は勿論士林地方民としては既に四五日前より此匪徒蜂起の事あるを知らざるにあらざりしも、何れも後難を恐れて之を口外せず。況んや之を日本人に告ぐるが如きはせざりしものならんか。尚ほ一説には三十日の夕刻に至り、士林地方民は匪徒の蜂起を耳にせりとも傳へらるゝが、潘光松の如きは匪徒襲來の前日にして而かも匪徒の臺北襲來の直前大晦の夜、忘年會なりと稱し、六氏を招待して宴を催ふしたるに拘はらず、一言も匪徒襲來の警告らしき事を口にせざりしと云ふ（後日同人は匪徒に内通し居たるものとして死刑に處さる）。士林地方民及び潘光松等が匪徒の蜂起を知り居たりと云ふ一二の事例を掲げんに、

一、芝山巖開潭聖王廟の住職は常に各所に赴き歸山せざる事屢々なるを以て、果して事の起るを知りて出たるや否やは之を知るに由なきも、數日前より出て歸らざりしと云ふ。

一、士林街保良分局主理（舊總理）潘光松は事の起ると共に忽ち其踪跡を晦まして行く處を知らず。附近の者の語る處に據れば匪徒の蜂起する數日前、潘光松は匪徒に對し、一人に付、金十錢を與へ、更に其後又充分なる惠與を爲したりと云ふ。而かして潘の行衛に就ては士林街民中一人として知る者なかりしと云ふ。潘は數十萬圓の財産を有し、且つ數代連續して士林街附近に於ける總理の要職に在り、其地位と勢力とにより如何なる爭議にても彼の介在せざるはなく、又之を調停し得ざるはなく、多くは殆んど彼の命令にて和解するを常とせり。斯の如く地方に勢力を有し、且つ金品を惠與せるの事實もあり。匪徒蜂起の事を既に數日前に知り乍ら之を鎮撫せず、日本官憲にも此事を知らせず、而かも事の起こるや忽ち姿を晦まして所在判明せざるも、彼の家族は他の街民の家族等が何れも恐怖避難し、三日に至り漸く歸れるにも拘はらず、一人として避難せる者なく、且つ其住宅も何等匪徒の侵す處と爲らざりしなり。

以上の如く士林地方民としては早きは數日前より、遅きも一兩日前に匪徒蜂起の事あるを知り居り、或は確聞し居たる者あるは事實にして、芝山巖學堂の六氏に對しては一二の者より匪徒蜂起の噂さあれば危険なりと、夫れとなく警告せる者ありしと傳へられ居り、而かも大義名分に立脚せる當時の教育者と云ふ立場と伊澤部長の上京不在なりしと、未だ匪徒の如何なるものなるかを充分に知らざりし爲に、警告ありしに拘

はらず、一意教育に専念し、敢て避難するが如き事を爲さざりしならんか。

この史料より次の事が明らかであろう。明治28年12月22日に北白川宮能久の近衛軍が台南を占領し、一応台湾接收が完了したが、この月下旬から台湾北部一帯では同地域における日本官憲の手薄を見越して、「匪徒」の蜂起があった。

深坑の「匪首」陳秋菊、平鎮の「匪首」胡何錦等が各々数百名を率いて台北城南門外を襲撃していた。

芝山巖のある士林でも「匪魁」簡大獅がおり、騒擾を起こしていた。同地域では「土匪税」を出し、治安維持に努めていた。豪商で士林保良局主理潘光松は伊沢修二による芝山巖学堂の開設に協力したが、同地域では何事にも介在する人物であった。清朝時代には同地域の総理を長年勤めていた。潘光松は事件の数日前より「匪徒蜂起」の事実を知っていたが、6人の教員には何も告げず、12月31日には6人の教員を招き、忘年会を催していた。

さらに同人は「匪徒蜂起」を未然に防がず、日本官憲にも知らさなかつたばかりでなく、事件当日から行方をくらまし所在不明であり、事件前に「匪徒」各人に金10銭を与えていた。

また、芝山巖開漳聖王廟住職も事件数日前より行方不明である。

以上から、総督府は士林保良局主理潘光松は6人教員殺害者と密接なつながりを持っていたと断定している。

この事は台北県知事田中綱常が将来弊害が起こることを危惧していた、即ち、保良局員の中には「匪徒」と結びつく者がいるという事が現実化したものであった。

領台当時、総督府は保良局制度そのものを十分に管理できていなかったし、またそれに代わる治安維持機構を作ることができていなかったことから生じた事件であった。

### III 保良局の廃止

明治29年2月に李春生が叙勲のために上京することになったので、保良局の事務を恰度、東京旅行より帰ってきた辜顕栄に交替した。<sup>(12)</sup>

『台湾史料稿本』明治29年6月10日の条には保良局の廃止について次のように述べられている。

明治二十九年六月十日 臺北保良總局及各地分局ヲ閉鎖ス〔公文類纂〕乙三卷之四〇  
民内第九一號

保良分局廢止ノ件

○六月一日 發送濟

臺北保良總局

右之保良分局廢止之儀、別紙之通、報告之處、本件ハ其直接監督官廳タル臺北縣ヘ差出スヘキモノト認メ候條、左案ヲ以テ書面台北縣ヘ回付致度、此段相伺候也。

案

臺北保良總局ヨリ保良分局廢止之儀、別紙之通、具申ノ處、右者貴衙ヘ可差出モノト認メ候條、書面及轉送候也。

民政局

臺北縣宛

臺北保良總局ヨリ具申ノ意譯

現時民政施行ト相成、各地方共ニ安靖ニ歸シタルニ付、各地方保良分局中、事務稀少ニシテ、該局ノ要ナキモノ若クハ局費支辨方ニ苦ムモノ近日相尋テ廢局ト相成候ニ付、左ニ其局名ヲ列舉シテ、及具申候也。

大加堡大龍峒保良分局 八里坌成仔寮保良分局 芝蘭一堡社仔庄保良分局

興直一堡山口保良分局 大加蚋堡六張犁保良分局

明治二十九年五月二十六日

台北保良總局

總督府民政局長水野遵殿

臺北庶發第九一號

近來各地保良分局ヨリ閉局ノ義、續々申出、且其筋ヨリ御諭准ノ次第モ有之、目下ノ情況ニ於テハ經費ヲ耗ヤシ、閉局致置候。必要無之候ニ付、來ル六月十日ヨリ台北保良總局及各地分局トモ悉皆裁撤致候旨、台北保良總局ヨリ届出候條、此段及御通知候也。

明治二十九年六月一日

臺北縣知事 橋口文藏（印判）

民政局長水野遵殿

意譯

保良總局閉鎖届

本總局所管各地保良分局ノ義、近來閉局届出候向不尠、右ハ目今地方安靜ニ歸シ、人民樂業ノ折柄、自然執務ノ必要無之、且ハ耗費節減ノ一端トモ可相成就ハ本總局ニ於テモ從來各分局ヲ管理シ、地方取締ノ爲、經費ヲ惜マス、公私鞅掌罷在候處、分局閉鎖ノ後ハ別段存留ノ要モ有之間敷相考ヘ

總督府民政局長水野遵、臺北縣知事橋口文藏兩大人ノ認可ヲ經テ、來月十日限、本總局及現存分局共、一同閉鎖仕度、此段及御届置候也。

明治二十九年五月 日

保良總局

總督府民政局長水野遵殿

（本文漢文略）

台北保良總局及各地分局廢止之儀、六月一日付、臺北庶發第九號ヲ以テ御通知相成候處、右ハ當初ヨリ金員下付ノ緣因モ有之、豫メ許可ヲ經ス、自ラ存廢ヲ決セシムルハ不都合ニ候得共、余儀ナキ次第ニ付、其儘聞置可相成候、此段及御通達候也。

年 月 日

民政局長

臺北縣知事宛

民内第一四一號

臺北保良總局及各地分局目下ノ情況最早存置之必要無之ニ付、本月十日限、悉皆廢局相成候條、此段及御通牒候也。

明治二十九年六月六日

民政局内務部

民政局總務部 御中

以上の一連の史料を見ると次の事がわかる。明治29年5月26日に台北保良總局が民政長官水野遵宛に「台北保良總局ヨリ具申」が出された。大加堡大龍峒保良分局を含め5箇所の保良分局を廢止したい。その理由は各地「安靖」となり、保良局の事務が希少になったためとある。

そして6月1日の台北県知事橋口文蔵から水野遵宛の文章によると分局が続々と閉鎖となり、6月10日に台北保良總局及び各地分局全て廢止したい旨、保良總局から願出があったと報告している。その願出を總督府は認可した事がわかる。

表向きの理由は地方安寧による保良局事務の減少であるが、芝山巖事件の経緯から言って、總督府は保良局の治安維持機能を疑い、これを廢止して別の治安維持機構を構築したいと考えていたと思われる。

実際、同年10月23日には「台湾紳章条規」を定め、台湾の紳士には總督府から紳章を授与してその管理下に入れるとともに<sup>(13)</sup>、30年8月5日かたら台北の各堡に堡務署を設け、各主理1名は内地人、各副主理1名及び書記2名は台湾人にし、内地人と台湾人による協同地方行政組織を設置した<sup>(14)</sup>。さらに31年11月11日から「保甲」制度を実施して、治安維持を行った。<sup>(15)</sup>

おわりに

日本領台初期の明治28年8月8日に台北に設置された保良局は總督府・台北県と一般人民の間のパイプ役とし、下情上達、上意下達し、「匪類」の騷擾を防衛する治安維持機構であった。台北總局の下に各保に分局を設け、合計30余ヶ所となり、各局員は台湾人の紳士・商人から選ばれた。

彼等は清朝時代の地域指導者及び街庄堡庄の総理などの小役人であった。總督府は彼等地域指導層の力に依拠して治安維持を行おうとしたが、芝山巖事件で明らかになったように、失敗した。彼等保良局員の一部は「匪類」即ち、反日漢族と結びついており、必ずしも總督府の意向を体现しなかった。

これは、領台初期の警察機構を含めた民政機構が未熟であったために、總督府は台湾の紳士・商人に依拠せざるを得なかったために起こった必然の結果であった。

總督府はこれに懲りて、總督府の行政組織を整備し、紳士・商人・一般人民を管理するために紳章制度、堡務署、保甲制度を整えていったのである。

註

- (1) 辜顯榮翁伝記編纂会『辜顯榮翁伝』(昭和14年6月)12~21頁、戴国輝『台湾一人間・歴史・心性一』(岩波新書、1988年10月)66頁。
- (2) 註(1)に同じ。
- (3) 『台湾総督府警察沿革誌Ⅰ』(台湾総督府警務局、昭和8年12月、1986年9月緑蔭書房より復刻)1~11頁。
- (4) 『台湾総督府警察沿革誌Ⅱ』(台湾総督府警務局、昭和13年3月、1986年9月緑蔭書房より復刻)164~166頁。
- (5) 李春生については、篁邨生「李春生翁哲衡」(1)(2)(3)(『台湾教育』漢文、180・181・182、大正6年6・7・8月)及び李明輝編集『李春生思想與時代』(正中書局、1995年4月)が出版されている。
- (6) 註(4)と同書167頁。
- (7) 『台湾資料』(伊藤博文、復刻原本、昭和11年、原書房、昭和45年5月)「保良総局へノ交付金」。
- (8) 註(7)に同じ。
- (9) 註(7)に同じ。
- (10) 『台湾総督府民政事務成績提要』(台湾総督府民政局、明治28年度分、明治30年6月、成分出版有限公司より1985年復刻)。
- (11) 上沼八郎「台湾教育史」(梅根悟監修・世界教育史研究会編『世界教育史体系 2 日本教育史Ⅱ』講談社、1975年8月)、同「台湾における植民地教育行政史の一考察一(芝山巖事件)について一」(『国立教育研究所紀要』121集、1992年3月)。
- (12) 註(4)と同書169頁。尚、註(1)前掲『辜顯榮翁伝』21~23頁によると、辜顯榮が保良局設立の建議を出して設立されたが、旅行中のために暫く、台湾を離れている、帰台後、保良局長に任ぜられた。さらに、保良局は台北のみならず辜顯榮の故郷である鹿港にも設置されていたと書かれている。
- (13) 『台湾史料稿本』明治29年10月23日「台湾紳章条規ヲ定ム」。
- (14) 註(4)と同書170~172頁。
- (15) 『台湾史料稿本』明治31年11月11日「台北県、保甲ノ運用ニ関シ通達ヲ発ス」。